

## 大阪市告示第444号

次の施設について、大阪市立青少年野外活動施設条例（昭和51年大阪市条例第70号）第4条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び臨時休館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年3月28日

大阪市長 横山英幸

### 1 臨時開館

| 施設名                | 年 月 日       |
|--------------------|-------------|
| 大阪市立信太山青少年野外活動センター | 令和7年4月7日（月） |

### 2 臨時休館

| 施設名                | 年 月 日       |
|--------------------|-------------|
| 大阪市立信太山青少年野外活動センター | 令和8年1月6日（火） |

（こども青少年局企画部青少年課）